

事務事業評価シート

(H.30)No.	1405	(H.29)No.	1405
-----------	------	-----------	------

事務事業名	いじめ防止対策事業		
担当部局名	担当室名	室長名	
教育委員会事務局	学校教育室	中森早苗	

会計区分	事業コード	462513
一般会計	(中事業名)※予算書事業名	
款 教育費	いじめ防止対策事業	
項 教育総務費	(小事業名)	
目 教育振興費	いじめ防止対策事業	

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政 策	4	豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまち
	基本施策	1	生きる力を育む教育の推進
	施 策	1	学校教育
重点プロジェクト			

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
一人ひとりの子どもが大切にされ、いじめのない学校づくりを進めるために関係機関等が連携し、組織的に実態把握といじめ防止等に取り組みます。
事業内容
国のいじめ防止対策基本方針を受け、名張市は基本方針を策定し「名張市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しました。教育委員会は、附属機関としての「名張市いじめ問題専門委員会」を置き、重大事態等に対応します。また、市内全小中学校においては、国の基本方針を参酌し、各学校の基本方針を策定するとともに、「学校いじめ防止対策委員会」を置き、各校の実態把握といじめの防止等に取り組みます。

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.29年度(事業量・取組実績)		H.30年度(事業量・取組計画)	
	主な事業の実績・計画	・市いじめ問題対策連絡協議会(2回)・市いじめ問題専門委員会調査等・いじめ防止研修会の実施・学校いじめ防止対策委員会(19校)の設置		・市いじめ問題対策連絡協議会(2回)・市いじめ問題専門委員会調査等・いじめ防止研修会の実施・学校いじめ防止対策委員会(19校)の設置

	H.31年度(事業計画)		H.32年度(事業計画)		H.33年度(事業計画)	
	主な事業の実績・計画	・市いじめ問題対策連絡協議会(2回)・市いじめ問題専門委員会調査等・いじめ防止研修会の実施・学校いじめ防止対策委員会(19校)の設置		・市いじめ問題対策連絡協議会(2回)・市いじめ問題専門委員会調査等・いじめ防止研修会の実施・学校いじめ防止対策委員会(19校)の設置		・市いじめ問題対策連絡協議会(2回)・市いじめ問題専門委員会調査等・いじめ防止研修会の実施・学校いじめ防止対策委員会(19校)の設置

	H.29年度(決算見込)		H.30年度(作成時予算額)		H.31年度(計画予算)	H.32年度(計画予算)	H.33年度(計画予算)
	H.28繰越分	H.29現年分	H.29繰越分	H.30現年分			
①直接事業費		227千円		646千円	646千円	646千円	646千円
内訳(千円)	国・県支出金						
	地方債						
	その他()						
	一般財源	0	227	0	646	646	646
人工数	職員		0.12人	0.17人	0.17人	0.17人	0.17人
	臨時職員等		0.02人	0.02人	0.02人	0.02人	0.02人
②概算人件費	0千円	924千円	0千円	1,294千円	1,294千円	1,294千円	1,294千円
①+②総事業費	0千円	1,151千円	0千円	1,940千円	1,940千円	1,940千円	1,940千円

4. 担当室による事務事業の点検

考察(H.29年度の取組評価、課題、施策への貢献、市民との協働など)
名張市いじめ防止基本方針に基づき、名張市いじめ問題対策連絡協議会を年間2回開催しました。市内のすべての小中学校において、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、実態把握といじめの防止等に取り組みました。年間のいじめの発生件数は、小学校52件、中学校19件であり、事案の積極的認知の考え方のもと、いじめの早期発見、早期解消に向けて取り組みました。また、市内小中学校教職員を対象にいじめ防止研修会を1回実施しました。いじめ問題対策連絡協議会では、児童相談所、警察署等の関係機関と、人権擁護委員、民生児童委員連絡協議会、PTA連合会等からの参画をいただき、児童生徒のいじめ防止等に対して連携・協働を図っています。

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

【選択肢】 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合(予定含む)、休止(予定含む)、廃止(予定含む)、事業完了(予定含む)	継続(改善)
---	--------

今後の対応方針(課題解決への取組内容、具体的な見直し内容、継続の理由等)
各学校において、毎年度当初に「学校いじめ防止基本方針」の点検、見直しを行い、より実効性のあるものにしていく必要があります。指導主事が各校の状況を把握し、校内研修等で対策についての研修のサポートを行います。特に平成30年度は、三重県いじめ防止条例の制定を受け、学校いじめ防止対策委員会を中心として、全教職員によるいじめの未然防止、早期発見、迅速で丁寧な対応を強化して取り組みます。子どもが安全・安心して生活ができる学校づくりを目指して、継続的な取組を進めていく必要があります。

6. 事務事業の取組に関する市の計画
第二次名張市子ども教育ビジョン ばりっ子すくすく計画(第3次) 名張市いじめ防止基本方針